

札幌市学生消防団活動認証制度実施要綱

(平成29年1月20日消防局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は大学生、大学院生、短期大学生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した場合において、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、大学、大学院、短期大学若しくは専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、所属し、又は所属した消防団長に認証推薦依頼書（別記様式1）を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員の功績を認め、市長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、市長に認証推薦書（別記様式2）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するにあたり、当該認証対象団員の功績を確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、認証推薦書が消防団長から提出されたときは、当該認証対象団員の功績について審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証することを決定したときは、認証推薦

書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（別記様式 3）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の審査により認証しないことを決定したときは、認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（別記様式 4）を交付するものとする。

（認証状等の交付）

第 6 条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、札幌市学生消防団活動認証状（別記様式 5）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、札幌市学生消防団活動認証証明書（別記様式 6）（以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

（認証の取消し）

第 7 条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
 - (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
 - (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に加入したと認められる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合
- 2 市長は、認証を取り消したときは、既に交付している認証状及び認証証明書を直ちに返却するよう求めるものとする。
 - 3 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返却しなければならない。

（本制度の周知）

第 8 条 市長又は消防団長は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

- 2 市長は、本制度について、市内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分

に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、総務部職員課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。